

第19回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年11月29日(木)午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室(3階)

3 出席者

(1) 委員

石山容示委員長, 海道洋子委員, 竹川重弘委員, 田辺信委員, 橋本修明委員, 樋口英明委員, 松田淑子委員, 山川均委員, 吉村瞬潤委員(五十音順, 以上9人出席, 中村敏明委員は欠席)

(2) 事務担当者等

小林事務局長, 西井事務局次長, 南出総務課長, 早川総務課長, 中西福井簡裁庶務課長, 笛吹総務課企画官, 谷先総務課庶務係長

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 裁判所の広報活動全般についての説明

(3) 調停制度の概要についての説明

(4) 調停制度の広報(調停制度の一般広報, 調停制度90周年広報行事)についての説明

(5) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日 平成25年7月9日(火)午後1時30分

(2) 意見交換のテーマ 労働紛争事件について

(別紙)

意見交換の要旨

(: 委員, : 委員長, : 事務担当者)

- : 調停制度の利用は、近年減少傾向にあるので、国民に広く利用してもらうために広報活動が必要である。
- : 家事調停の場合は、裁判所へのアクセスルートが沢山あるが、民事調停は、個人的な紹介くらいしかルートがないので、裁判所にたどり着きにくいのではないか。民事事件は多種多様なので、広報活動の際、調停事案の具体例を挙げる等の工夫をすべきである。
- : 調停を利用しようとする人の立場に立つと、費用がいくらかかるのかという点が最も気がりであると思う。説明によると、意外と低廉な額で利用できるようなので、その点を広報すると、国民にとってより利用しやすくなるのではないか。
- : 裁判所に直接アクセスする人ばかりではないので、裁判所へのアクセスの前段階となる団体に対する広報活動も大切である。
- : リーフレット等の文字で読むと理解しづらいが、模擬調停や広報用ビデオを見ると理解しやすい。模擬調停の様子を撮影したビデオや広報用ビデオを積極的に活用すべきである。
- : 広報行事として行われた模擬調停は、大変良いと思う。参加者が少ないのはもったいないので、他機関等にも協力してもらってより広く広報活動を行って、より多くの人に参加してもらえたら良いと思う。
- : 広報行事については、チラシを配布したり、裁判所のホームページに掲載する等したが、皆様から御意見を頂戴して、より効果的な方法を工夫したい。
- : 市町村に配布しているリーフレットに裁判所ホームページのアドレス情報を掲載すれば、ホームページを見る人が増えるのではないか。
- : 日本全国どの弁護士会も、広報活動に力を入れている。当弁護士会の広報としては、会のホームページの他に、福井新聞のコミュニティー情報欄に法律相談行事等の掲載を行っている。

- ： 当市では，広報誌を年間22回発行している。裁判所から時間的な余裕をもって申込みをしていただければ，掲載スペース等の関係から掲載内容を再考してもらうことはあるものの，原則として市内でのイベント等はすべて掲載できると思う。
- ： 市の広報誌の他，「公民館便り」に掲載してもらってはどうか。
- ： 公民館は，市内だけでも50館あり，「公民館便り」を月に4回発行している公民館もあれば，年に数回しか発行していないところもあることを参考にされたい。
- ： 当財団では，県内の女性団体に配布する広報誌を年2回発行している。年2回なので，広報行事等のタイムリーなお知らせには対応できないが，一般的な広報であれば可能であるので，今後は，裁判所関係の広報にも協力したい。
- ： 当大学では，学生向けの広報誌を配布している。大学生も交通事故等で民事関係のトラブルに巻き込まれることがあるので，今後は，裁判所の調停手続を利用するような広報も行いたい。また，これまでは，法教育は，職業としてのキャリア教育や，裁判員に選ばれたらという視点で行ってきたが，これからは，自分が裁判や調停の当事者になるかもしれないという視点で教育していくことも大事だと感じた。
- ： 貴重な御意見をいただき，大変ありがたい。今後の参考にさせていただくとともに，広報誌への掲載等については，総務課を窓口にして対応させていただきたい。